

議 事 録

和歌山市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会

日 時：平成 24 年 10 月 18 日（木）午後 10 時から

場 所：和歌山市あいあいセンター 5 階 研修室

出席者：委 員 岩橋委員 江田委員 亀委員 川端委員 木下委員

坂本委員 南方委員 森田委員

担当課 福祉局長 こども未来部長 子育て支援課長 子育て支援課副課長

保育課長 保育課副課長 こども総合支援センター長

1 開会挨拶

福祉局長： おはようございます。平素から本市の福祉行政にご支援、ご協力いただきありがとうございます。また本日は、台風の影響で雨のなかにもかかわらずご参加いただきありがとうございます。本日の議題は、和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。ご審議のほどよろしくお願ひします。簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。

2 出席者紹介

出席委員の紹介

3 議事

会長： 議長には会長があたるということでございますので、これより議事進行を務めさせていただきます。

本日の議題は、和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 1 点でございます。では事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 今回の条例案の名称は、「和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」です。基準案については、国の基準を適用するなか、和歌山市の独自の基準として、人権擁護の推進、危機管理の推進、

食育の推進を考えております。対象となる施設は、和歌山市の場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所となっております。

また 8 月 30 日から 9 月 28 日までの期間に、条例案に関するパブリックコメントを実施させていただきました。さらに関係施設団体への説明、意見聴取もさせていただいたのですが、今のところご意見等はありません。

会長： ご説明ありがとうございました。それでは委員の皆様には今の説明と、事前に送付いただいている資料等についてのご質問・ご意見等よろしく申し上げます。

委員： 保育の分野に携わる者からすると、条例案自体は問題ないと思います。しかし、国が定める従うべき基準といいながらも、和歌山市は中核市であり、市独自に裁量権があるわけです。また、その他の中核市においても、国基準を上回る基準を定めている市もあります。和歌山市において、国基準を上回る独自の案が出てこなかったというのが非常に残念です。

また、2 年後には幼保連携型の（認定）こども園ができてくると思います。しかし、本条例においては、保育所についての位置づけしか記載されておらず、今後そのような変化に対して、どのように対応していくつもりなのかお伺いしたい。

会長： ありがとうございます。基準について、国基準を上回る独自の視点が必要ではないかというご意見と、具体的に予定されている幼保連携型の（認定）こども園に向けて、どういった見通しをもっているのかという質問をいただきました。質問について事務局の方から回答よろしく申し上げます。

事務局： 委員のお話のとおり、今後大きく変わっていくことが予想されます。国の方でも来年 4 月から子ども子育て会議が行われる予定となっております。和歌山市においても、子ども子育て会議をできるだけ早く立ち上げていきたいという考えのもと、今年度も会議の準備ということで予算要求をさせていただけたらと考えております。今後そういった会議のなかで、認定こども園、子ども子育て新システム等についての検討をし、新たな子ども子育て支援計画を作っていくと考えております。

会長： 子ども子育て会議での意見を反映させながら、検討していくというこ

とでよろしいですか。

委員： 本条例においては、国基準で定める基準と同様とするということで、国基準が変われば、当然本条例においても変更が必要になってくるわけですが、変更が必要となった場合に、和歌山市としては、再度国の条例と同様とするのか。あるいは和歌山市独自に、地域の実情に合わせた規定を一からつくるのか。その点についてどのような考えをもっているのかお伺いしたい。

事務局： 国が変わったら自動的についていくのかというご意見ですが、決してそうは考えておりません。国の基準と、各児童福祉施設の現状を照らし合わせて考えていかなければならないと思っております。

本条例を起案する際にも、乳幼児 1 人当たりにおける保育室の面積を広くしようではないかという議論がありました。しかし、従来和歌山市の保育所の基準は、国の基準を適用して運営していたという経緯もあり、今までの基準を引き上げるとついていけないような保育所があるというのが現状でした。

このようなことを考慮し、ハード面については従来どおり国基準を採用し、和歌山市の独自基準としては、人権・危機管理・食育について取組むということに致しました。この基準については、国が決めております保育士指針等にも定められており、取組んでおりますが、今回各推進員の配置を新たに義務付けることで、さらに取組みの意識付けを行っていかうという案になっております。特に防災につきましては、近く南海大地震が起こるのではないかとされていることを鑑み、推進員を配置するだけでなく、災害の防止に関する計画の作成を定めるなど、重視した取組みとなっております。

以上から変更が必要になった際に、具体的にどのように決めていくかということについては、現状を見ながら、関係施設と調整して決めていくという基本的な考え方は変わらないと思います。

委員： 保育室の面積を 1.65 m²から 3.3 m²に広げるという話だと思いますが、確かに変えるのは大変だと思います。しかし、職員が和歌山市を子育てしやすい街、子どもたちにとって優しい街にするんだという気持ちを持ち、変えていかうとする意識が必要だと感じるのです。保育室の面積を 3.3 m²にすることで、待機児童等の問題を引き起こすのであれば、それは問題だと思います。しかし、定員割れしている公立保育所の状況等を考

えると、それほど難しい問題に思えないのです。和歌山市として、子どもたちにいい環境を提供し、子育てしやすい街を目指すということで、少しでも国の基準を上回る基準を定めるべきだと思います。

もう1点申しておきたいのは、子ども子育て会議についてです。この件についても、中核市である和歌山市が、国の動きを見ながら予算をとり、行動していくのではなく、裁量権を持たせてくれているわけですから、持たせてくれている以上は最低限の義務として、率先してやっていただきたいと思います。

会長： 子ども子育て会議等に関する具体的な意見もいただきましたので、是非ご検討いただけたらと思います。

委員： 市独自に追加する基準のなかで使われております入所児童及び入所女子についてですが、入所女子という言葉に違和感を抱きます。用語として適切なのでしょうか。

事務局： 入所女子という言葉についてですが、条例案においてもこの文言を使用しておりますので、あわせて検討させていただけたらと思います。

会長： では、ご検討いただくということでよろしいでしょうか。

委員： 食育の推進員は栄養士の方などが配置されると思うのですが、計画等はできているのでしょうか。

事務局： 食育の推進については、健康わかやま21や和歌山市食育計画の部分で、各園、各施設ある程度は推進できていると考えております。ただそういったなかで、中心的な役割を担う推進員を置くことが重要だと考えております。推進員について栄養士の方とは、特に規定はしておりません。しかし、栄養士の方は施設の給食等にも携わっていることから、栄養士の方も含めた食育に携わる方を、推進員として配置したいと考えております。

会長： ここでいう食育推進員を配置する対象施設は、どこが該当するのでしょうか。

事務局： 食育推進員については保育所、そして母子生活支援施設が該当します。

会長： その該当施設での推進員は調理経験等、食育に携わる方が対象となることよろしいですか。

委員： それに関連しての質問ですが、食育というのは食べることだけではなく、食べる力を養うという部分もありますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

事務局： 保育所においては、日頃から給食の際には、栄養バランスを考えた美味しい食事を提供しようと努めております。しかし、それ以外においても、親子でできる料理教室を行ったり、園庭で野菜等をつくってそれを使ったものを給食で出したり、家に持って帰ってみんなで食べてもらったりなどと、小さいうちから食に興味をもち、食べることの楽しさを感じてもらう取組みを行っております。このようなことを踏まえ、今回食育推進員を配置し、中心となって推進していくことで、さらに食育に対しての意識を深めていきたいと考えております。

委員： 人権擁護、危機管理、食育について推進員を置くということで、他の職務との兼務は可能なのでしょうか。例えばですが、施設長がすべての役割を担うという形でもいいのでしょうか。

事務局： 推進員については、できれば役割を分担していただき、その施設の長を中心に行うという形でお願いはしていきたいと考えております。しかし、施設ごとに置かれている事情も違うことから、仮にその施設長がすべての役割を担っていただいても問題はありません。ただそういう場合においては、推進員を補助する者を選任していただけるようお願いしたいと思っております。

委員： 和歌山市として、従うべき基準については先ほど伺ったとおりだと思いますが、参酌すべき基準についてはどのようなお考えで、このように定めたのでしょうか。

会長： 作成の過程など教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局： 和歌山市として条例案を作成するなかで、まず国の基準をもとに考えさせていただきました。その上で、子どもを取り巻く社会環境の変化に鑑み、重要だと考える人権、危機管理、食育に対しては、推進員を置く

ことで和歌山市の特色を出していきたいと考えました。また国の基準というところでは、今後様々な方向性が出てきたときに、適宜新たに考えていきたいと思っております。

委員： 国の参酌すべき基準については、地方分権推進の話の流れからきていると思うのですが、地方に裁量権がおりてきたのに、国が決めたとおりに従うということでは問題があると思います。また、条例を作成するにあたり、一旦条例が決まったらなかなか直せないということも念頭に置いてほしいのです。つまり、直すときに直さなければならない。見直しを常にしながら、変えるところは勇気をもって変えていって欲しい、国から地方に与えられた権限を十分に発揮して欲しいと思うのです。

事務局： おっしゃられたとおりだと思います。国に機械的について行こうとするのは良くないと思いますし、地方自治体に決定権があるなかで、検討していくのは当然のことだと考えております。今回は、特に保育室の一人当たりの面積を広げようかという話のなかで、保育所と協議した結果、1.65 m²ということにさせていただきました。しかし、国について行けばいいというものではなく、よりよい保育環境を目指して、国より広い面積の保育室で子どもを育てられる環境にしたいという思いは持っております。

また、国の基準より上乗せした市がいくつかあるということについては、京都市であれば、今回の話以前から、国の基準よりも多くの保育士を配置しておりました。今回、施設に関しての条例を作成できるようになったことから、従来のものを形にし、取り組んでいこうということで、国より上乗せした基準にしたという話を聞いております。

今後、何らかの変更が必要なときは、現場との調整をしたうえで、決めていかなければならないと思っております。

委員： 気持ちは大変よくわかりました。

大阪や京都などは、乳児6人に対して1人の職員を配置するところを、5人に1人の割合で職員を配置しております。他の中核市においても、このように基準を上乗せして定めている市は存在します。中核市市長会の会長を務めていることから、それらを引っ張っていくという気持ちを持ってもらいたいと思います。事務局の気持ちというものも十分に分かりましたので、財政の問題など、問題は様々あると思いますが、是非頑張ってくださいと思います。

会長： 励ましとご意見をいただきましたが、制度が変わりましたら見直しも立てにくいということがありますから、ここからスタートということで、柔軟にかつ積極的に見直していくという姿勢でよろしくをお願いします。

事務局： 先ほどから話に出ております子ども子育ての新システムについてですが、消費税が増税される翌年度から本格的に実施するという事になっております。今、会長がおっしゃられましたように制度の門出だと思えます。和歌山市も昨年から公立の保育所と幼稚園をどうしていくか、公立の保育所も公立の幼稚園も入所率は50%ですから、この制度をこのまま残していいのかなど、教育委員会と検討しております。

先月国の方で会議があり、来年度に子ども子育て会議が国の方から始まるとのことでした。そうなれば当然子ども子育て会議を踏まえて、再度条例を作成するという形になってきます。条例についても再度審議を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員： パブリックコメントについては意見がなかったということですが、どういった方法で、またどこに意見を求めたものか教えて下さい。

事務局： 資料を市のホームページに掲載するとともに、総務課資料コーナー等に設置し、市民の方に意見を募集するという目的で実施致しました。

委員： では関係団体意見聴取の実施とありますが、この点についても伺ってよろしいでしょうか。

事務局： 保育の部分では、保育所の団体会議のときに、条例案について説明させていただきました。また母子生活支援施設・助産施設については、直接担当センター長が施設の方に伺い、説明させていただくとともに意見をいただくという方法で行いました。また意見については、後日でも構いませんということをお願いしたのですが、意見はなかったということです。

会長： いくつかの提案がございましたが、今後ご検討いただくということで、議題としてあがってございました骨子案については、ご承認いただくということでもよろしいでしょうか。

以上で協議を終了します。ありがとうございました。

4 閉会挨拶

こども未来部長： 本日は、お忙しいなか和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にご出席いただきありがとうございました。また平素は本市の児童福祉行政の推進に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。委員の皆様方には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、ご審議いただきありがとうございました。今後とも、和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営はもとより、児童福祉行政の推進になお一層のご協力・ご支援を賜りますようお願い申しあげまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。